

くらしの情報 かわさき



令和7年
春号

- 消費者行政センターのご案内 …… P1・2
- いまどき相談事例 …………… P3
- かしこい消費者になろう …… P4
消費者市民社会

いまどき相談事例 18歳からクレジットカードが作れますが…十分に注意して!!
「新築住宅には太陽光パネルの設置が義務化される」と説明され高額な契約をしたが心配だ

発行 川崎市消費者行政センター

消費者行政センターのご案内

消費者行政センターでは、市民の皆さんの安全で快適な暮らしをサポートするため、消費者被害の未然・拡大防止に努めるとともに、消費者と事業者とのトラブルで困ったときのための相談窓口を設置しています。また、消費生活に関する情報提供や講演会の開催、無料講師派遣なども行っています。

1 消費生活相談

消費生活相談員の資格を持つ相談員が契約や商品の品質などに関するトラブルなどの相談をお受けしています。不安なときは一人で悩まず、お気軽にご相談ください。

消費者行政センター相談窓口電話番号 044 (200) 3030

相談時間 月～金曜日 9:00～16:00 (金曜日は電話相談のみ19:00まで受付)
土曜日 10:00～16:00 (土曜日は電話相談のみ受付)
*日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く
*来所にてご相談希望の方は、**事前に電話でご予約**ください

相談対象 市内在住・在勤・在学の消費者



区役所での予約出張相談

区役所での出張相談をご希望の場合には、事前の電話予約により、中原区役所(金曜日)・高津区役所(水曜日)・多摩区役所(月曜日)に相談員が出張して相談をお受けします(時間9:00～16:00)。前日(土・日曜日・祝日の場合は、その前の平日)の16:00までに相談窓口電話番号へ予約してください。
*出張相談の曜日は変更になる場合がありますので、最新情報はホームページ等でご確認ください。

電子メール等による相談

専用フォームから電子メールによる相談をお受けします。詳細は、ホームページをご確認ください。

2 ホームページ・メールマガジン

ホームページ

消費者行政センターの案内や消費生活相談に関する情報、イベントや講座の情報を発信している他、リーフレットなどを掲載しています。

メールマガジン

「かわさき消費生活メールマガジン」を配信しています。消費生活に関する相談事例や講座、イベントなどの情報を配信していますので、ぜひご登録ください。



ホームページ



登録はこちら

3 暮らしのセミナー

身近な暮らしの問題を楽しく学んでいただくために、ご希望に応じて講師を派遣します。

講師派遣
無料です!



*申込みフォーム

- 対象** 市内在住・在勤・在学の10名以上のグループ、団体
- 時間** 月～金曜日(土・日曜日・祝日・年末年始を除く) 9:00～17:00の中で、30分～2時間
- 会場** 申込者側でご用意ください。
- 講師** 消費生活相談員等、各分野の専門家 *講師によっては、オンラインでの実施が可能です。
- 費用** 会場費、印刷代等、その他必要な経費 *講師謝礼(交通費含む)は、川崎市が負担します。
- 申込み** 開催希望日の1か月前までに、申込みフォーム*、FAX、郵送のいずれかの方法でお申し込みください。
*同一団体(同一とみなされるものも含む)からのご利用は、原則、年度内1回となります。
- 問合せ** 電話 044(200)3864 FAX 044(244)6099 メール 28syohi@city.kawasaki.jp

暮らしのセミナー 主なテーマ

詳細は右記二次元コードからご確認ください。



暮らしのセミナー詳細

消費者被害の防止	●悪質商法に気をつけよう! ●「寸劇」で体験する悪質商法
資産	●年代や状況に応じたライフプラン ●資産運用・投資トラブルを避けるために
食生活	●安全ですか?あなたの食卓 ●食と健康、食べることの大切さを考える
住生活	●住まいの安全対策 ●我が家の防災対策
薬	●知っておきたい薬の知識 ●サプリメント利用にあたっての注意点
環境	●グリーンコンシューマーになろう(エシカル消費、環境ラベル、SDGsと衣食住等)
将来に備えて	●医療保険・介護保険・年金等の社会保険制度 ●遺言と相続
暮らし	●暮らしのマナー
持続可能な社会を目指して	●消費者志向経営

4 消費者支援協定

川崎市では、消費者トラブルの未然防止のために利用者への配慮に努める事業者の振興を図るため、事業者又は事業者団体と次の協定を締結しています。当センターのホームページや各区役所等で配架している冊子にて、協定店、協定団体一覧をご案内していますので、ぜひご利用ください。

住宅工事の契約における 消費者トラブルの防止

住宅に関する工事の契約の際に、明確な内容説明、見積書の提出など、利用者への配慮に努める事業者と締結しています。

家庭用電気製品の修理

主要メーカーの家電について購入先に関係なく修理を行う事業者団体と締結しています。

葬儀における 消費者トラブルの防止

葬儀の際に、利用者の相談に応じて適切なサポートを行う体制を整えた団体と締結しています。

上下水道の水回り工事

水回り工事の契約の際に、明確な内容説明、見積書の提出など、利用者への配慮に努める事業者団体と締結しています。

洗濯用粉石けんの安定供給

洗濯用粉石けんを店頭で販売している事業者と締結しています。

消費者支援協定は、技術の保証や安価な商品、役務提供について定めたものではありません。契約の際は、必ず複数の事業者から見積りをとって比較検討を行い、契約書面を十分に確認の上、納得をしてから契約をしましょう。



消費者支援協定の概要

暮らしの情報かわさき

川崎市消費者行政センター
〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル5階
電話 044(200)3864 FAX 044(244)6099

消費生活に関する情報は、
消費者行政センター
ホームページでも提供しています。



イラスト…タナカタケシ



ホームページ

川崎市消費者行政センター

検索

令和7年4月25日発行



いまだき
相談事例 1

18歳からクレジットカードが作れますが… 十分に注意して!!

相談事例

18歳になったのでクレジットカードを作り、ネット通販やお店で使っていた。クレジットカードの支払いは毎月5千円になっていた。しかし最近、その支払いが1万円になったのでカード会社に確認したところ、「このクレジットカードは毎月5千円ずつ返済するリボ払いだが、支払い残高が20万円を超えたため毎月の支払額が上がった」と言われ、リボ払いは毎月15%の手数料がかかっていたこともわかった。リボ払いを選んだ覚えがないがどうしたらいいか。

アドバイス

- クレジットカードは「支払うことができる」という消費者の「信用」に基づき、クレジットカード会社から貸与されるものです。
- 分割払いやクレジットカードで支払うということは、「借金をする」ということです。分割払いやリボ払いをした際は、カード会社に手数料を支払うこととなります。
- 「リボ払い」とは、クレジットカードの支払方法の一つで、利用金額や回数に関わらず、設定した一定の金額を毎月支払う方法です。月々の支払いを抑えられることがメリットですが、その反面、残債が高額になり、月々の返済額が自動的に上がってしまう場合があります。
- クレジットカードには、リボ払い専用のカードや最初からリボ払いに設定されているカードもありますので、申込時には十分注意し、契約内容を確認してください。支払えない場合には信用信息機関に事故情報として登録され、新規のクレジット契約ができないこともあります。
- クレジットカードを利用した場合には、必ず利用明細で利用履歴を確認してください。



いまだき
相談事例 2

「新築住宅には太陽光パネルの設置が義務化される」と説明され高額な契約をしたが心配だ

相談事例

自然災害などが多いし、環境のことも考え、太陽光発電や蓄電池の設置を検討していた。訪問販売の業者から「川崎市では令和7年度から新築住宅に太陽光パネルの設置が義務化される」と説明をうけた。「早めに契約したほうが安くできる」と勧誘されて、太陽光パネル、蓄電池、電気給湯器を15年ローンで530万円の契約をしたが、高額な契約なので心配になった。

アドバイス

- 「川崎市地球温暖化対策等推進条例」改正に伴い創設された「特定建築事業者太陽光発電設備導入制度」は、戸建住宅等を含む延床面積が『2,000平方メートル未満』の建築物を年間一定量以上建てる建築事業者に対して太陽光パネルの設置を義務付ける制度です（令和7年4月開始）。
- 対象事業者から住宅を購入する場合でも購入者が設置の有無を選択できます。いま住んでいる住宅に設置を義務付ける制度ではありません。
- 太陽光発電設備や家庭用蓄電池を設置することで、その後の電気料金が安くなったり、災害時にも役立つなどのメリットがありますが、設置する場合は購入費用や設置工事費用、メンテナンス費用等が発生します。契約する場合には、これらの費用についても考慮し、数社から見積りを取り慎重に検討することが重要です。なお、最近では初期費用を軽減できるリース等の方法もあります。
- 売電収入は、気象条件や設置条件、ご家庭の電気の使用状況によって変わります。売電収入を保証するような説明には気をつけてください。
- 訪問販売で契約した時は、契約書面を交付された日を含め8日以内であれば、事業者に書面または電磁的記録（電子メール等）で通知することによってクーリング・オフによる無条件解除が可能です。

* 川崎市：新たに川崎市に家を建てる方・購入する方（市民の方向け）
<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000156234.html>



かしこい消費者になろう

消費者市民社会

食べ残し、もったいなくない？

食品ロス編



※川崎市では、食品ロス削減協力店の取組を実施しています。



消費者ホットライン 全国統一電話番号 局番なし **188**

川崎市消費生活相談窓口 ☎ **044-200-3030**

月～木曜日 9:00～16:00 / 金曜日 9:00～19:00 / 土曜日 10:00～16:00 ※日・祝・年末年始を除く



川崎市消費者行政センター